

令和3年(わ)第1号 (令和2年(わ)第103号)

決 定

被 告 人

上記の者に対する道路交通法違反被告事件について、令和3年1月9日弁護士山中理司から移送の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聞いた上、次のとおり決定する。

主 文

本件を大阪地方裁判所へ移送する。

理 由

本件は、犯罪地である釧路市を管轄する釧路地方裁判所に公訴が提起された事件であるが、大阪市に在住する被告人及び大阪弁護士会に所属する弁護人にとって同裁判所で審理を受けることは、時間的、経済的にみて相当な不便、不利益があるといえる。他方で、検察官は、本件では速度超過の事実の存否が争点となり、公判では北海道警察所属の警察官の証人尋問が必要となることを見込まれること、被告人の主張内容如何によっては補充捜査を実施する必要性があることから、釧路地方裁判所で公判を遂行する必要性が高いと主張する。しかし、検察官の指摘する事情のうち北海道警察所属の警察官の証人尋問を実施する見込みがあるとの点については、仮に本件を大阪地方裁判所に移送したとしても、ビデオリンク方式による証人尋問（刑事訴訟法157条の6第2項4号）を実施することにより、証人や訴訟関係人に過大な負担をかけることなく審理を行うことは可能であると考えられる。また、補充捜査の可能性があるという点については、本件を移送することによって公判遂行に重大な支障が生じるとの具体的な疎明はなく、この点の事情をもって検察官の利益が著しく害されるとはいえない。

以上に加え、現在、大阪府では新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、人と人との接触を極力回避し、感染流行地域からの移動を控えることが要請される状況にあることを勘案すると、弁護人が主張するとおり、本件は

大阪地方裁判所で審理するのが適当である。

よって、刑事訴訟法19条1項により、主文のとおり決定する。

令和3年1月19日

釧路地方裁判所刑事部

裁判官 河 畑



上記は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

吉川直博

